

東京2020オリンピック聖火リレー
実施に係る資料



市民生活部
令和元年11月

目次

I 全体概要

1 全体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~2

II セレブレーション

2 当日スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・3

III その他

1 聖火ランナーの選定・・・・・・・・・・・・・・・・4~5

I 全体概要

1 全体概要

2013年9月7日、ブエノスアイレスで開かれた第125次国際オリンピック委員会総会にて、2020年に日本でオリンピック大会が開催されることが決定しました。開会に先立ち実施される聖火リレーは、東日本大震災により大きな被害を受けた福島県をスタートし、全国47都道府県を回り、東京都をゴールとして実施されます。

長崎県には、熊本県から5月8日（金）に到着し、2日間をかけて県内17市町を回ったあと、佐賀県へとつながっていきます。

長崎市は1日目（5月8日）の最終区間として実施され、最終ランナーの到着時には、「セレブレーション」と呼ばれるセレモニーを開催します。実施にあたり、長崎市は、ルート環境及びセレブレーション会場の整備、開催に伴う交通規制周知等を行う必要があります。

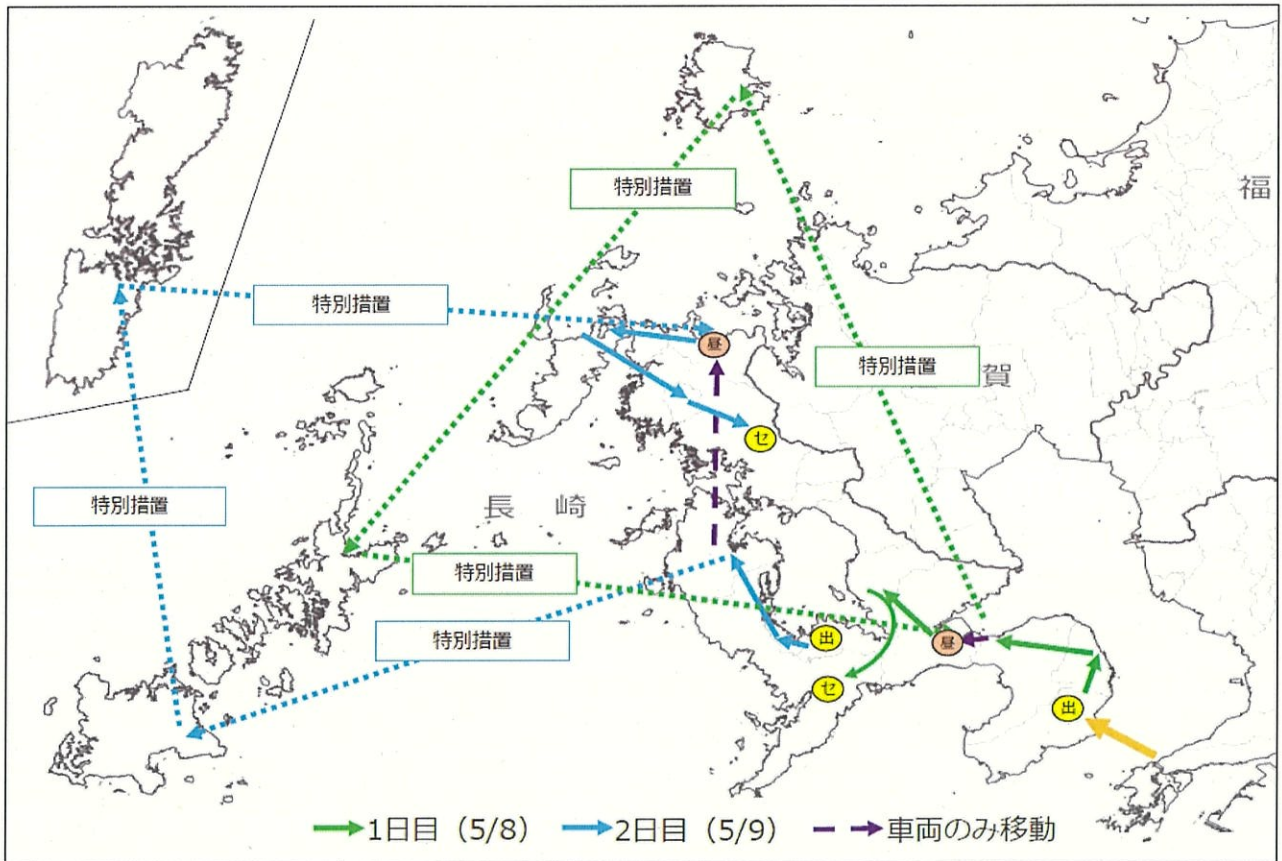
聖火リレーはオリンピックのシンボルとされており、長崎市で実施することでオリンピック大会の周知を図り、市民にとって特別な体験の場を提供するとともに、オリンピックの事前キャンプに訪れるチームの歓迎に向けた機運を高めます。

(1) 日程

- ◆長崎市：2020年5月 8日（金）
- ◆全 体：2020年3月26日（木）～7月24日（金）

(2) 実施場所

- ◆長崎市：平和公園周辺のルートを通り、水辺の森公園でゴールするルート
- ◆長崎県：（5月8日）
南島原市→島原市→雲仙市→**壱岐市**→**新上五島町**→諫早市→大村市
→長崎市
（5月9日）
長与町→時津町→西海市→**五島市**→**対馬市**→松浦市→平戸市→佐々町
→佐世保市
- ◆全 体：47都道府県



(3) 実施体制

- ◆主 催：東京2020組織委員会
- ◆共 催：各都道府県実行委員会
- ◆パートナー：東京2020オリンピック聖火リレーパートナー各社

(4) 市の役割

- ◆ 聖火リレーの実施に伴う車両規制の周知
- ◆ ルート上車両規制用資機材の設置
- ◆ 沿道観客の走路侵入防止対策
- ◆ ランナー集合場所及びセレブレーション会場の設営及び警備



《役割分担表》

項目	組織委員会	県	市
聖火リレールートについて			
車両交通規制の周知	—	△ 県内全域分	○
車両規制及び警備	—	△ 市に係る費用 の負担検討中	○
隊列車両の運行	○	—	—
ランナー集合場所設営について			
集合場所運営	○	—	—
会場設営・警備	—	—	○
セレブレーション会場について			
イベントの進行・管理	○	—	—
会場設営・警備	○ ステージ等 メイン機材	△ 市に係る費用 の1/2 を負担	○ 警察・救護テント、 会場内区切り及び 仮設トイレ等の設置

※主体となって費用の負担及び業務に取り組む団体「○」

※一部費用負担及び業務の分担が見込まれている団体「△」

Ⅱ セレブレーション

1 当日スケジュール(予定)

時間(仮)	プログラム	展開内容
	客入れ/開場	会場と同時にPRブースもオープン
オープニングプログラム		
18:00	開会挨拶	司会者が挨拶及び当日通過したルートなどを紹介
	実行委員会提供プログラム	地域の伝統芸能など各県の特徴を生かす演目を実施
	パートナープログラム	プレゼンティングパートナーの4社がステージイベントを実施
到着セレモニー		
	聖火ランナー到着	
	聖火皿への点火	
	実行委員会代表挨拶	
	実行委員会代表・聖火ランナー退場	
	閉会挨拶	
	客出し	
	閉場	

Ⅲ その他

1 ランナーの選定

東京2020オリンピック大会の聖火ランナーは、組織委員会が定める「基本的な考え方」や「基本条件」に基づき、各都道府県実行委員会やパートナー等が選定し、提出された聖火ランナー候補者を、組織委員会が確認・調整し、IOC（国際オリンピック委員会）の承認を得て決定されます。

ランナー選定の基本的な考え方

◇幅広い分野から選定する

国籍、障害の有無、性別、年齢のバランスに配慮して選定します。

※長崎県実行委員会においては、上記に加え、応募理由や自己PR内容のほか、地域バランスにも配慮することとします。

◇地域で活動している人を中心に選定する

具体的な定義が示されてはおりませんが、地域の発展や活力向上につながる取組みを行った人、地域住民に夢や感動を与えた人、地域資源の保全や振興に寄与している人などを例としています。

ランナー選定の基本条件

◇2008年4月1日以前に生まれた方(令和2年度において中学1年生以上の方)

※ただし、2020年3月1日時点で、18歳未満の方は保護者の同意が必要。

◇自らの意思で火を安全に運ぶことができる人

※介添えスタッフは必要に応じて可能。

◇原則として、長崎県内に現時点または過去に居住・勤務・在学していたことがあるなど、長崎県にゆかりがある人

聖火ランナーになれない人

◇政治的・宗教的メッセージを伝えることを目的として走行しようとする人

◇公職選挙法に規定する公職にある人(国会議員、地方公共団体の議員・首長)、公職の候補者や候補者になろうとする人、政党や政治団体の党首及びこれに準ずる人

※国会議員ではない国務大臣、政党や政治団体の党員・職員は可。

◇宗教家(宗教上の実績で評価されてランナーになろうとする場合に限る。)

◇暴力団、暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団準構成員、総会屋をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行う恐れがある団体の構成員またはテロリスト等(疑いがある場合を含む)その他これらに準ずる人(以下、総称して「反社会的勢力等」という。)反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等の維持・運営に関与し、または反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有するなど反社会的勢力等と不適切な関係を持つ人